

# MSW通信 2026.1月号

発行日 2026年（令和8年）1月31日

発行者 高知県医療ソーシャルワーカー協会

事務局 高知市本町4丁目1番37号丸ノ内ビル内 高知県社会福祉センター3F

FAX：088-871-5100

事務局 E-mail：kochi\_msw2017@yahoo.co.jp（お問い合わせ・各種届）

MSW 通信部会 E-mail：kochimsw@yahoo.co.jp（MSW 通信への記事投稿）

会報部会 E-mail：kaihou\_kochi@yahoo.co.jp（会報 医療社会事業への投稿資料提供）

URL：<http://www.kochi-msw.com/>

## ～MSW 通信をご覧いただく皆様へ～

向春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

丙午の新たな年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。私事です年男、3回目の成人式となります。この一年燃え立つ炎のごとき情熱と、駿馬（速さより力・パワーですが）のごとき躍動を胸に、あらゆる社会変容を受け入れ「挑戦と前進」を重ねてまいります。よろしくお願いいたします。

また今年は2年ごとの協会役員改選の年となります。当協会としましては現在の組織体制以降掲げている世代の「融合」の強化を目指すことになろうかと思えます。世代交代ということばが一般的ですが、老若問わず強みを活かし役割分担しながらともに活動していくことは少子高齢生産労働人口減少が著しい高知には必要だと考えています。経験年数は問いません、多くの世代の方々に協会運営に参画していただければと思います。

- ① 「すべての人の尊厳と権利を擁護する」
- ② 「多様な社会基盤の上で医療と生活をつなぎ統合する」
- ③ 「ミクロ・メゾ・マクロそれぞれの視点でアセスメントし、支援し、必要なものは創造・開発する」

私自身が大切にしていること・・・医療ソーシャルワーカーとしてのマイ・アイデンティティを構成する以上の3点、こうしたことを実践できる人材の確保・育成・定着をめざし、高等学校や養成校（大学・専門）、関係機関の皆様のご理解とご支援を賜りながら協会活動に取り組んでいきたいと考えます。

人口減少がもたらす影響からあらゆることの変革が求められているこの時代「だれもが自分らしくあたりまえの人生・ものがたりを歩み続けることができる」高知家の実現に向け、会員一人一人が協会活動を通じて有機的につながり共に楽しく研鑽を重ねてまいりましょう。これからの時代、より良いライフワークバランスを土台に、医療ソーシャルワークを発展させるぞね！

高知県医療ソーシャルワーカー協会 会長 中本雅彦



# 『理事会』

【日 時】令和 8 年 1 月 15 日(木) 19:00～

【開催方法】対面&オンライン ハイブリット開催(ZOOM ミーティング使用)

【参加者】理事：中本・佐々木・高原・森田・小柴・秋田・大熊・稲田・島村・島田・宮地・大倉  
出席理事：12 名 理事会成立  
事務局：福島・村松・清水

## 【議 題】

### 1, 部会活動報告(事業計画・報告検討)

#### ① 社会資源調査研究部会(森田理事)

・県内介護タクシー事業所数調査、R7 年 1 月 17 日にデータ修正を行う。

次回開催：令和 8 年 1 月 29 日(水) 17:45～

#### ② 生涯研修部会(秋田理事) 令和 7 年 12 月 17 日(水) 19:00～ リモート開催

・専門研修企画 R7.2 月、講師県立大大熊氏で事例検討で開催予定。新人フォローアップ PSW 協会と共催で 3 月 10 日に開催、栗坂先生に依頼予定。

次回開催：令和 8 年 1 月 21 日(水) 19:00～

#### ③ 月例会部会：(大熊理事)

・2 月 7 日(土)14:00～15:30 に月例会を開催予定。17 名申込あり。実習先の病院からももう少し参加がほしいので引き続き広報をしていく

#### ④ 会報部会：(稲田理事) 令和 8 年 1 月 13 日(火) 対面開催

・65 号内容について：干支午年のワーカーにひとことコメントコーナーを検討中

温故知新：カイゴロク 第 1 候補宮川氏(元理事)、第 2 候補久武氏(細木病院)、佐々木理事確認。

サイトに協賛団体を掲載できるコーナーを設けることも検討中

#### ⑤ 財務部会：(佐々木理事)

・会費入金予定：1 月 27 日に口座振替 8 名 未入金 2 名(新入会の方) 継続会員 1 名

財務部と事務局で連携し、会費の徴収をすすめる

次回開催：令和 8 年 2 月 10 日(火)18:30～開催予定

#### ⑥ 広報部会：(通信・HP・SNS)

・HP 更新 12/25×5 回 ・ 1/5×3 回 ・ 1/4×1 回 ・ 1/13×3 回 計 17 件

・ライン更新計 2 回 研修・トピック情報 ホームページとのリンク内容

・通信発行 12 月号 12 月 31 日発行 1 月 8 日 HP 掲載

ライン更新中断中

#### ⑦ 大会部会：(島田理事) 令和 8 年 1 月 14 日(水) 19:00～ リモート

・1 月 22 日(木)18:30～：大会事前勉強会「大規模災害発生時の急性期から亜急性期の支援について DMAT の視点」をテーマで講師に、大学病院・高橋氏に依頼をし開催する予定。

・2 月 28 日、第 63 回 MSW 大会を開催。会場は近森病院附属看護学校 3 階ホール。チラシ完成済み、会員へ FAX にて案内済 永年表彰予定、対象者 4 名。懇親会参加についても会員限定なしで案内する。

### 2, 他団体関係機関からのお知らせ・案内・名義後援等

・第 20 回いきいき百歳大交流大会：報告新聞

・高知県健康政策部在宅療養推進課：

「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会・指導者研修会の開催について」→理事で参加を募りたい（会長）。

- ・高知県社会福祉協議会：第23回高知ふくし機器展バリアフリーフェスティバル2025の周知について
- ・(一社)高知県言語聴覚士会：名義後援について
- ・わたげミーティング：名義後援について  
→代表：山本氏、介護をする家族の支援、ヤングケアラー等若者の支援
- ・高知県長寿社会課介護予防・地域支援室：認知症普及啓発パンフレットへの情報掲載について  
→産保センターが両立支援で行っている。

### 3. 協会代表者派遣

- ・1月18日（日）会長役員会（ハイブリッド）
- ・1月20日（火）会長役員会（リモート）
- ・2月2日（月）R7年度健康医療政策部県在宅医療対策検討会：荻野理事参加
- ・3月10日（火）高知県高次脳機能障害者支援委員会（リモート）

#### 『会員動向』

| 氏 名    | 種 別 | 内 容     |
|--------|-----|---------|
| 竹本 大輔氏 | 退 会 | ケアハウス安芸 |
| 高橋 紀子氏 | 退 会 | 自宅会員    |

次回理事会：R年2月12日（木）19：00～ リモート開催



#### 『お知らせ』



『求人情報』詳細は協会ホームページの求人情報へ

- 社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 医療法人山秀会 山崎外科整形外科病院
- 高知県厚生農業協同組合連合会 JA 高知病院



高知県医療ソーシャルワーカー協会 2025 年度 2 月例会

## 医療分野における実習報告と 実習病院からの報告 (ソーシャルワーク実習Ⅱ・Ⅲ)

日時：2026 年 2 月 7 日 (土)

14 : 00～15 : 30 (13 : 30～受付)

場所：高知県立大学社会福祉学部棟 1 階  
E103 教室

※対面開催のみです ※場所は別紙をご参照ください

プログラム：14 : 00～15 : 00 学生による実習発表 (社会福祉学部 3 年生)

15 : 00～15 : 30 高知医療センターからの報告

会員皆様のご協力、お力添えがあり、今年度は 13 名の学生が病院で実習することができました。ぜひ学生から実習の学びを聴いて頂き、今後の教育にお役立てください。また今年度より実習プログラムを作成し、学生を受け入れてくれた病院が沢山あります。高知医療センターはその 1 つで、高知医療センターより実習プログラムの取り組みについて報告して頂きます。実習を受けていない病院、実習プログラムを作成していない病院も大歓迎です。学生一同お待ちしております。

申込み (FAX またはメール) 問い合わせ先

申し込み：①FAX (別途)

②メール ⇒ [ooguma\\_erina@cc.u-kochi.ac.jp](mailto:ooguma_erina@cc.u-kochi.ac.jp)

※所属、氏名、連絡先を明記してください。

申し込み期日：1 月 30 日 (金) まで

問い合わせ先：この研修に関してご意見、ご質問がある方は下記までご連絡ください。

高知県立大学 社会福祉学部 大熊絵理菜

研究室直通：088-847-8620

福祉実習支援室直通 (平日 9 : 00～17 : 00) : 088-847-8728



## 第63回高知県医療ソーシャルワーカー協会大会

大会テーマ

**今** だからこそ身近に感じて  
学ぼう！

災害時のソーシャルワーク  
～災害関連団体の  
支援を学ぶ～

参加無料

2026

02.28(土)

13:30～17:00

申込締切り

2026年2月16日(月)

災害時こそ、つながりが力になる。職域を超えて、ともに学びましょう。

受講証明書発行

認定医療ソーシャルワーカー 4ポイント

### 会場

近森病院附属看護学校

3階FFホール



高知市大川筋  
1-6-3

近森病院の駐車場は利用ができません。  
お車で来られる方は近隣の有料駐車場をご利用ください。

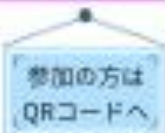
### 懇親会

時間 18:00～

場所 草緑

高知市1丁目6-23ナカザビル2階

会費 ¥6,000



### プログラム

受付 13:00～

13:30 開会式・表彰式

13:40

災害時の医療救護体制について

藤本 直人氏(県健康政策部 保健政策課  
災害医療対策室長)

14:10

14:10 各団体の取り組みと紹介(各30分)

- ・DPAT(精神) 笹岡 亮佑氏(県立あき総合病院)
- ・DWAT(福祉) 嶋川 真央氏(県社会福祉協議会)
- ・KORAT(リハ) 森下 誠也氏(田野病院)

\*定中休憩あり

16:00

グループワーク

17:00

全体共有

17:00

閉会式

17:10

閉会

お申込み  
お問合せ

WEBフォームよりお申込みください

※2/25までにメールが来ない場合はご連絡ください



taikai.kochimsw@gmail.com



0887-38-7111(田野病院 地域医療連携室 島村)

【主催】高知県医療ソーシャルワーカー協会 【後援予定】高知県 高知市



## 令和7年度専門研修のお知らせ👉

### 令和7年度 高知県医療ソーシャルワーカー協会 専門研修「支援の有効性を高めるアセスメント」

高知県医療ソーシャルワーカー協会では、経験年数4年以上の会員を対象により専門的な知識・技術を習得し、実務に活かしていくことを目的に毎年様々なテーマで専門研修を開催しています。

今年度は、皆さんが日々試行錯誤しながら実践されている「アセスメント」をテーマに学びます。

講師には、長年医療現場でソーシャルワークを実践され、その豊富な経験を礎に多くの大学や専門職向けの研修会で後進の育成に尽力されてきた竹内一夫先生をお迎えします。

本研修は、講義に加え、グループワークを通して事例の捉え方やアセスメントの要点、さらには支援計画作成への展開方法を分かりやすく学べる貴重な機会です。質問の時間には学生実習や後輩ソーシャルワーカーの育成についての悩み等にも御助言いただけたらと思います。事例提供希望者も募集します。 皆さまと共に学びを深められるよう、多くの会員の方々のご参加を心よりお待ちしております。

■ 日 時 令和8年3月29日(日) 13:00~16:30

■ 研修スケジュール

13:00~ 開会挨拶・講師紹介

13:05~14:35 講義「支援の有効性を高めるアセスメント」

～なぜアセスメントが求められ重要視されるのか～

講師:竹内 一夫 氏(医療法人石田クリニックMSW/カウンセラー  
元 川崎医療福祉大学教授/学科長) 講師略歴は表面に記載

14:35~ 休憩(10 分間)

14:45~16:20 グループワーク ※受講生の事例を用いて行います

16:20~16:30 質疑応答・閉会

■ 会 場 近森病院 管理棟3F(高知県高知市北本町1丁目1-28)

※駐車場は近隣の有料駐車場をご利用ください

■ 対 象 者 経験年数4年以上の当協会会員または  
四国4県の医療ソーシャルワーカー協会会員

■ 定 員 50 名

■ 参 加 費 1000 円(当日お支払いください)



### 申 込 方 法

申し込みフォームまたはQRコードからお申込みください。

申込締め切り：令和8年3月16日(月) ✕切

申込フォーム：<https://forms.gle/X5WwvLapX2v6kvZ6>



事例提供希望/問い合わせ先 医療法人おくら会 普西病院 医療相談室 塚坂まで  
電話 0887-33-3833 (普西病院代表) /090-2785-8213 (研修当日連絡先)

講師：竹内先生のプロフィール、研修会場の案内は次のページです👉

## 竹内一夫先生のプロフィール

氏名 竹内一夫(たけうち かずお) 昭和19年7月13日生

神戸市生まれ

現職:医療法人石田クリニック 非常勤MSW、カウンセラー

社会活動:兵庫県共同募金会副会長・理事



学歴:昭和45年4月 関西学院大学大学院社会学研究科修士過程終了(社会学修士)

### 職歴

昭和43年7月 淀川キリスト教病院医療社会事業部非常勤職員

昭和45年4月 淀川キリスト教病院医療社会事業部常勤職員(MSW)

昭和56年4月 阪和泉北病院ケースワーカー室長

昭和59年1月 岡田クリニックケースワーカー室長

平成2年4月 医療法人石田クリニック非常勤MSW、カウンセラー(現在に至る)

平成3年4月 川崎医療福祉大学助教授

平成11年4月 川崎医療福祉大学医療福祉学科 学科長

平成12年4月 平安女学院大学現代福祉学科教授 学科長

平成13年4月 平安学院大学現代文化学部長

平成17年4月 平安女学院大学学監

平成20年4月 広島女学院大学客員教授

平成23年3月 平安女学院大学名誉教授

平成24年4月 兵庫大学健康科学部看護学科教授

平成26年4月 兵庫大学健康科学部看護学科副学科長

平成26年4月 兵庫県共同募金会理事

平成27年4月 兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科学科長(平成28年3月まで)

令和4年5月 兵庫県共同募金会副会長

専門領域:医療福祉、医療ソーシャルワーク、個別援助技術をはじめとする対人援助技術、

社会福祉教授法(社会福祉をどう教えるか)、子供の発達支援

**会場アクセス** 近森病院と管理棟間の道路は工事中にて通行不可となっています。ご注意ください。



## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。お正月気分もあったという間に慌ただしさの中に消えていきました。今年の目標は何にしようかと考えていますが、年が明け 1 か月経った今も、まだじっくりするものが見つけられずにいます。まずは健康第一で、日々の業務に真摯に向き合い取り組んでいきたいと思います。みなさんの今年の目標は何ですか？

MSW 通信への記事投稿お待ちしております！

会員で共有したいことや全国のソーシャルワーカー仲間、関係者、国民にお伝えしたいことがあれば先ずはご相談ください。

送付先は通信 yahoo アドレス [kochimsw@yahoo.co.jp](mailto:kochimsw@yahoo.co.jp)



# 高知県医療社会事業協会会則

## 第一章 総 則

### 第一条（名称及び事務所）

この会は、高知県医療社会事業協会と  
いい、事務所を置く。

### 第二条（目 的）

この会は、医療社会事業の正しい発展  
を期するため、会員相互の協力により、  
その資質を高め地位の確立を図り、もっ  
て公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与  
することを目的とする。

### 第三条（事 業）

この会は、前条の目的を達成するため  
に次の事業を行う。

1. 医療社会事業の普及・啓発に関する  
こと。
2. 医療社会事業の調査・研究に関する  
こと。
3. 医療社会事業従事者の業務内容の調整  
と、会員の知識の向上に関すること。
4. 定期刊行物の発行に関すること。
5. 関係諸機関との連絡調整に関すること。
6. その他目的達成に関すること。

## 第二章 会 員

### 第四条（正会員）

1. この会の正会員は、次の各号の一つに  
該当し、入会届を提出したものとする。  
(1) 社会福祉を学問的基盤とし、現に医  
療社会事業に従事するもの、または、  
その経験を有するもの。  
(2) その他理事会で適当と認めたもの。
2. 正会員は次の義務を有する。  
(1) 年会費を納める。  
(2) 本会の定めた会に出席しなければならない。

### 3. 退 会

- (1) 退会は退会届により認める。
- (2) 二年以上の会費未納者については、  
確認のうえ退会とする。
- (3) その他理事会の認めた場合。
4. 会費は総会の定めた額とする。

### 第五条（賛助会員）

1. この会の主旨に賛同する団体・個人  
は、入会届を提出のうえ、理事会の承認  
を得て賛助会員とすることができる。
2. 会費は総会の定めた額とする。

## 第三章 役 員

### 第六条（種類及び定数）

本会の役員は次のものとする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 理 事 7名  
(理事のうち1名は事務局長、1名は会  
計を兼ねる)
4. 監 事 2名
5. 名誉会長を置くことができる。

### 第七条（任 務）

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理  
する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あ  
るときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会務を運営し執行する。
4. 監事は、会務を監査する。

### 第八条（役員の選出）

1. 役員は会員の中から選出する。
2. 役員は理事10名、監事2名を選出し、  
理事の互選により、会長、副会長、を決  
定する。
3. 選挙は別に定める選挙規定による。

#### 第九条（任 務）

1. 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。補欠により役員に就任したものの任期は、前任者の残留期間とする。
2. 任期開始6ヵ月未満時点で欠員を生じた場合、次点を繰上げ当選とする。
  - (1) 残留期間6ヵ月未満の場合は、欠員補充を行わない。
  - (2) その他の期間においては、推薦の上、信任投票を行う。

#### 第十条（顧 問）

この会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

### 第四章 運 営

#### 第十一条（機 関）

この会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 理事会

#### 第十二条（総 会）

定例総会は、会長が毎年一回招集し、会員の過半数が出席し、議事は出席者の二分の一以上で決す。

理事の過半数または、会員の四分の一以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

#### 第十三条（付議事項）

1. 会則の変更
2. 事業計画案
3. 予算・決算
4. その他重要な事項

#### 第十四条（理事会）

総会決定事項及び会務の審議執行のため、理事会を置く。

1. 理事会は必要に応じて会長が招集し、会長・副会長・理事をもって構成する。

2. 理事会は理事の過半数で成立し、議事は出席者の三分の二以上で決する。

### 第五章 会 計

#### 第十五条（経 費）

この会の経費は、会費及び寄付、その他の収入をもってこれに充てる。

#### 第十六条（会計年度）

この会の会計は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

### 第六章 補 足

#### 第十七条

この会の会則にない事項は、全て理事会の提案に基づき総会で決す。

#### 【付 則】

この会則は、昭和35年2月22日から施行する。

- 〃 昭和59年4月1日 〃
- 〃 昭和62年4月1日 〃
- 〃 平成2年4月1日 〃
- 〃 平成6年4月1日 〃
- 〃 平成8年4月1日 〃
- 〃 平成11年4月1日 〃
- 〃 平成14年4月1日 〃
- 〃 平成16年4月1日 〃

#### 【選挙規定】

1. 選挙に当たっては、役員外より選挙委員3名を理事会が推薦委嘱する。
2. 選挙管理委員は、立候補並びに推薦候補にはなれない。